

石巻市復興推進計画

平成27年6月12日

宮城県石巻市

1. 計画の区域

石巻市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、本市内の全域において、全半壊又は一部損壊した建物が56,698棟（被災前全住家数の76.6%）にのぼるなど、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に甚大な影響を及ぼしている。また、本市の主要な工場や事業所等も震災による甚大な被害を受け、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあり、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠である。

このような中で、本計画の着実な推進により本市経済の迅速な復興ならびに産業の活力再生及び高度化を目指し、中核的な産業を担う立地企業の復興に向けた支援を進めることにより、被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用継続及び新規雇用創出を図るため、本市の中核的産業である食料品卸売業について、立地企業の食品卸売事務所及び食品加工場の建設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社石巻フーズ（以下「対象事業者」という。）が食品卸売事務所及び食品加工場を整備するために、当施設の整備に必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における飲食料品卸売業は、市内の卸売業・小売業における売上高において第5位の中核的産業である。今般、対象事業者が新設する食品卸売事務所及び食品加工場では、地元で生産されたカキやホタテ等、鮮度の良い豊富な水産物を一括で仕入れた後、業務用の食材としてそのまま出荷することはもちろん、加工・商品化して出荷するほか、新商品の開発にも取り組むこととしており、本市の水産業及び食料品製造業の復興を後押しするものである。

また、本市の飲食料品卸売業における売上高のうち19.2パーセントを占める対象事業者による当該施設の整備は、新規雇用者を40名予定しているなど、本市の水産業及び食料品製造業に果たす役割として中核を担うものであり、目標に掲げた「被災者の雇用継続及び新規雇用創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与する中核となるものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

新設される食品卸売事務所・食品加工場では、水産物の仕入・出荷だけでなく、加工・商品化して出荷するほか、新商品の開発にも取り組むこととしており、新規雇用者も40名を予定している。

これらの効果は、雇用機会の創出及び地域経済の活力再生に資するものである、本市における復興の円滑かつ迅速な推進に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県から意見聴取を行った。また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社七十七銀行、株式会社街づくりまんぼう、宮城県を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。